

名古屋市住宅供給公社競争入札参加者手引

名古屋市住宅供給公社が行う工事又は製造の請負、物件の買入れ、借入れ、役務の委託並びに不用品の売払い等の契約に係る競争入札に参加しようとする者（指名競争入札において指名された者を含みます。）（以下「入札参加者」といいます。）は、入札公告若しくは指名競争入札執行通知又は入札説明書に定めるほか、この手引の定めるところに従って入札に参加してください。

（公正な入札の確保）

- 第1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはなりません。
 - 3 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の間合せをしてはなりません。
 - 4 入札参加者は、自己の代表取締役、役員、社員その他関係者（以下「役員等」といいます。）が他の企業の役員等を現に務めている場合、その企業と共に同一の競争入札に参加をしてはなりません。
 - 5 入札参加者は、自己と資本関係がある者（会社法に規定される子会社と親会社、または親会社を同じくする子会社等同志の関係にある者をいいます。）と共に同一の競争入札に参加してはなりません。
 - 6 理事長等（理事長又は契約事務の委任を受けた者がある場合にはその者です。以下同じです。）は、前項までに規定する行為等が行われ、入札が公正に行われぬ又は行われなかったと判断した場合は、入札手続を延期、中止又は無効とし、契約締結後のときは当該契約を解除することがあります。

（入札保証金）

- 第2 入札参加者は、その入札金額に100分の5を乗じて得た額以上（単価による入札の場合にあつては、その都度理事長等が定める定額）の入札保証金を納付してください。ただし、入札参加者が保険会社との間に本公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき、その他入札保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りではありません。
- 2 前項の入札保証金は、入札時限前に本公社へ納付して入札保証金を納付したことを証する書面を受領し、これを入札の際入札担当職員に提示してください。

（入札保証金の納付に代わる担保）

- 第3 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる債券（記名式の債券を除きま

す。)その他确实と認められる担保で理事長の定めるものの提供をもってこれに代えることができます。この場合において、当該債券その他确实と認められる担保で理事長の定めるものの提供による担保の評価は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 国債券面額の 100 分の 90
- (2) 名古屋市債券面額
- (3) 名古屋市債以外の地方債券面額の 100 分の 90
- (4) 金融債券面額の 100 分の 80
- (5) 确实と認められる担保で理事長の定めるもの 理事長の定める額

(入札保証金の還付等)

第4 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含みます。

以下同じです。）は、落札者の決定後に還付します。ただし、落札者に係るものについては、当該落札者との間に契約が成立した後に還付します。

2 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は還付しません。（当該入札保証金は、本公社に帰属します。）

3 入札保証金には、利子を付しません。

(入札)

第5 入札参加者は、設計書、仕様書、図面、契約書(案)及び現場等を熟覧のうえ入札してください。これらの書面の記載内容等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

2 入札は、持参入札の方式により執行します。

(持参入札)

第6 入札参加者は、入札書(様式1)に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、あらかじめ当該入札に係る入札公告又は指名競争入札執行通知等で示した日時及び場所において、入札担当職員の指示に従い入札箱に投入してください。郵便又は電信による入札は認めません。

2 入札書は、かい書で記入してください。金額については、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入してください。

(入札執行の協力)

第7 入札参加者は、入札担当職員の指示に従い、入札が正常に執行されるよう協力してください。

(代理人による入札)

第8 持参入札において、代理人によって入札をしようとする者は、委任状を提出してください。ただし、名義人及び使用印鑑が本公社に登録された

ものと一致する入札書を持参した者は名義人本人とみなしますので、この場合は委任状の提出は不要です。

- 2 前項の代理人について、その資格が真実性を欠くとき、その他不適正と判断するときは、この者による入札を認めないことがあります。

(入札の辞退)

第9 入札参加者は、自己の入札の完了（持参入札の場合は入札書が入札箱に投入された時点とします。以下同じです。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札を辞退する場合は、入札執行前のときは、入札辞退届(様式2)を入札担当部署に持参又は郵送してください。入札執行中のときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。
- 3 入札を辞退した者（前項で規定する入札辞退届を提出した者に限りません。）は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札書の書換え等の禁止)

第10 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(開札)

第11 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行うものとし、当該入札者は、その開札に立ち会ってください。ただし、やむを得ない理由により入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本公社職員が立ち会うものとしします。

(入札の無効)

第12 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 競争入札参加資格を有しない者のした入札

※ 一般競争入札の場合は公告の日から、指名競争入札の場合は指名競争入札執行通知の日から、それぞれ落札決定までの間に次のいずれかの期間がある者のした入札も該当します。

ア 名古屋市住宅供給公社指名停止要領に基づく指名停止の期間

イ 名古屋市による名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の期間

ウ 名古屋市による暴力団関係事業者の排除措置を受けている期間

(2) 入札保証金の納付を要する入札について、入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

(4) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

- (5) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (6) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (7) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (8) 予定価格を超過した金額を記載した入札(予定価格を事前公表した場合に限ります。)
- (9) 積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札
- (10) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- (11) 入札公告若しくは指名競争入札執行通知又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (12) 入札公告若しくは指名競争入札執行通知又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- (13) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」といいます。)に虚偽の記載をした者のした入札
- (14) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず申請書等を提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
- (15) 最低制限価格を定めた入札において、予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額に満たない金額を記載した入札(予定価格を事前公表した場合に限ります。)
- (16) その他入札の条件に違反した入札

(再度入札)

第13 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

2 前項の再度入札は、原則として、2回(初度入札を含め3回)を限度とします。ただし、予定価格を事前公表した入札の場合は、再度入札は行いません。

3 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができません。

(落札者又は落札候補者の決定)

第14 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札をした者を落札者又は落札候補者とします。

(くじによる落札者又は落札候補者の決定)

第15 落札又は落札候補となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引いて、落札者又は落札候補者を決定します。

2 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって、当該入札事務に関係のない本公社職員がくじを引きます。

(落札者となるべき者を落札者とししない場合)

第16 第14の規定にかかわらず、あらかじめ最低制限価格を定めている場合において、落札者となるべき者の入札価格がその価格に満たないときは、その者は落札者となることができません。また、あらかじめ低入札価格調査の基準となる価格を定めている場合において、落札者となるべき者の入札価格がその価格に満たないときは、その者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とししないことがあります。

(積算内訳書の作成)

第17 入札参加者は、積算内訳書を作成する等して、適正に見積もりを行ってください。

2 予定価格を事前公表した入札その他のあらかじめ指定された入札においては、次項以下に定めるとおり積算内訳書の確認を行います。

3 工事請負契約に係る入札については原則として、入札参加者全員が入札時に積算内訳書を提出してください。

4 前2項の確認において、積算内訳書の提出がないと認められた場合は、その者のした入札は無効とします。

5 必要があると認められるときは、積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることがあります。

6 前項の指示に従わない場合又は当該積算内訳書において積算が適切に行われていないと認めた場合は、その者を落札者とせず、落札決定後であっても、それを取り消すことがあります。

7 落札者となるべき者を落札者とせず、又は落札決定を取り消した場合は、当該入札における次順位者（予定価格の制限の範囲内で落札者となるべき者から順に最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が本公社にとって最も有利なものをもって入札した者をいいます。）に積算内訳書の提示又は提出を求め、落札者となるべき者と同様の確認を行い、適切に積算が行われていることを確認した上で、落札決定を行います。

(入札の中止等)

第18 天災地変があった場合は、入札を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがあります。

- 2 予定価格を事前公表した一般競争入札において入札者（入札が無効とされた者を含みます。）が1者となった場合、入札者が一堂に会して入札をする方法を指定した入札は中止します。
- 3 予定価格を事前公表した指名競争入札において入札者（入札が無効とされた者及び入札執行中に入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入した者を含みます。）が1者となった場合、入札者が一堂に会して入札をする方法を指定した入札は中止します。
- 4 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前3項及び次条その他の事由により入札が中止された場合であっても同様とします。

（入札談合に関する情報があった場合等の措置）

第19 入札談合に関する情報があった場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、入札を延期することがあります。

- 2 入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市住宅供給公社公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じることがあります。
 - (1) 入札の中止
 - (2) 入札手続きの変更
 - (3) 入札に参加できる者を選定するくじ（以下「入札参加者選定くじ」といいます。）の実施（指名競争入札のときに限ります。）
 - (4) 落札又は落札候補者決定の取消し（既に契約に至っている場合は契約の解除）
 - (5) その他必要と認める措置

（入札参加者選定くじの実施等）

第20 入札参加者選定くじを実施する場合は、指名を受けた者の2分の1の者を限度として、指名を取り消します。

- 2 入札参加者選定くじの結果により指名を取り消された者が既に入札を完了していた場合は、この者のした入札は無効とします。
- 3 入札参加者選定くじを実施する場合において、指名を受けた者のうちくじを引く者が2者以下のときは、入札を中止します。
- 4 第1項その他の事由により指名を取り消された者が入札に参加するために要した費用は、その者の負担とします。

(契約保証金)

第21 落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に100分の10を乗じて得た額以上(単価によるもの、長期間の継続的給付を目的とするものその他この率によることが著しく実態に即さないものについては、そのつど理事長等が定める定額)の契約保証金を納付してください。ただし、落札者が保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、その他契約保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りではありません。

- 2 契約保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができます。この場合は、第3の規定を準用します。
- 3 契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保を含みます。以下同じです。)は、契約内容に従った履行を終わった後に還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付しません。

(契約書の作成)

第22 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日(休日を含みません。)以内に、契約書(又は仮契約書)に記名押印してください。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、その期間を延長することができます。

- 2 契約書の作成を省略する場合は、落札者は請書を提出してください。

附 則

- 1 この手引は、平成19年4月1日(以下「施行日」といいます。)から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る競争入札について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に係る競争入札については、なお従前の例によります。
- 2 従前の名古屋市住宅供給公社指名競争入札参加者手引、名古屋市住宅供給公社一般競争入札参加者心得(入札後資格確認型一般競争入札(持参方式)用)は廃止します。

附 則

この手引は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この手引は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この手引は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この手引は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この手引は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この手引は、令和2年4月1日(以下「施行日」といいます。)から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る競争入札について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に係る競争入札については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、令和2年8月1日(以下「施行日」といいます。)から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る競争入札について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に係る競争入札については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、令和4年5月1日(以下「施行日」といいます。)から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る競争入札について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に係る競争入札については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この手引は、令和6年1月1日(以下「施行日」といいます。)から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る競争入札について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に係る競争入札については、なお従前の例によるものとします。

附 則

(施行期日等)

- 1 この手引は、令和8年4月1日(以下「施行日」といいます。)から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る競争入札について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に係る競争入札については、なお従前の例によるものとします。

(経過措置)

- 2 第17第4項の規定について、施行日から令和9年3月31日までの間に行われる入札においては、その者のした入札は無効とせず、公社が速やかに積算内訳書の提出を求める指示を行うものとし、指示に応じて積算内訳書の提出があった場合は有効とすることとします。

(様式 1)

仮 順 位	—
-------------	---

入 札 書

年 月 日

(宛先) 名古屋市住宅供給公社理事長

所 在 地
入札者 商号又は名称

代 表 者
役 職 ・ 氏 名

㊦

名古屋市住宅供給公社競争入札参加者手引を承諾の上、下記のとおり入札いたします。

記

金 額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

件 名

(様式 2)

入 札 辞 退 届

年 月 日

(宛先) 名古屋市住宅供給公社理事長

所 在 地
商号又は名称

代 表 者
役 職 ・ 氏 名

㊦

下記の入札につき、都合により入札を辞退します。

記

件 名
